

清水町ふるさと納税支援業務委託企画提案方式実施要領

1 趣旨

この要領は、企画提案方式による清水町ふるさと納税支援業務の受託候補者の特定に関して必要な事項を定める。

2 目的

ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・発送管理、返礼品提供事業者の開拓、返礼品の拡充・改善対応及び情報発信等の多岐に渡る業務を民間事業者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、本町の魅力発信及び寄附金の増加を図る。

本業務の事業者特定にあたっては、価格のみによる競争ではなく、企画力、実績、専門性等を勘案し、総合的な見地から判断する企画提案方式により、業者を特定する。

3 業務の概要

- (1) 業務名 清水町ふるさと納税支援業務
- (2) 業務内容 別紙「清水町ふるさと納税支援業務仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約上限額 3,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

留意事項

- ① 寄附金額の8.8%を上限とする。
寄附金額40,000,000円×8.8%=3,520,000円
- ② 提案する企画内容を実施するために必要な全ての経費を含む。
- ③ 委託料については、寄附金額により増減する可能性がある。
- ④ 返礼品の調達及び配送に係る費用は委託料から除く。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす単体企業、又は、その単体企業の代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (2) 公告日から選考結果が発表されるまでの間において、国及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加資格の取消しなどを受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第7条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 参加申込受付日現在において、清水町の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (7) 別添の仕様書の内容及びその他必要な事項を果たすことが可能な事業者であること。

5 日程

企画提案方式実施の日程は、次のとおりとする。

実施内容	日程
(1) 実施要領等の公表	令和8年6月11日（木）
(2) 質問書受付期限	令和8年6月17日（水）午後5時まで
(3) 質問書回答期限	令和8年6月19日（金）
(4) 参加申込書提出期限	令和8年6月24日（水）午後5時まで
(5) 企画提案書提出期限	令和8年7月7日（火）
(6) 書類審査結果通知 ※提案者が5者以上あった場合は、一次審査として書類審査を実施	令和8年7月10日（金）
(7) 審査会（プレゼンテーション）	令和8年7月17日（金）
(8) 受託候補者決定（審査結果通知）	令和8年7月24日（金）

6 実施要領等の配付

配付期間：令和8年6月11日（木）から令和8年6月24日（水）まで
（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

※実施要領及び様式等については、清水町ホームページに掲載する。

7 参加意向申込書等の提出

本業務の参加を希望する場合は、次により参加意向申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加意向申込書（様式2）

イ 会社概要（様式4）

ウ 誓約書（様式5）

エ 業務実績書

※任意の様式で過去5年以内の同種業務実績がわかるもの。

オ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

カ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

キ 決算報告書

(3) 提出方法

清水町役場産業観光課観光振興係へ持参又は郵送とする。

※郵送後は必ず産業観光課観光振興係まで電話連絡すること。

8 質問及び回答

本業務に対する質問がある場合は、質問書（様式3）を作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水）

(2) 提出方法

清水町役場産業観光課観光振興係に持参、郵送、FAX又は電子メールにより提

出すること。なお、持参以外により提出する場合は質問書（様式3）を添付し、提出後、到着確認のため電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年6月19日（金）までに参加意向申込書を提出した全員に対し、電子メールにて回答する。

9 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書及び見積書等の提出時には、次に掲げる部数及び資料を提出すること。

(1) 企画提案書表紙（様式1）

(2) 企画提案書

A4版の任意の様式とする（必要に応じてA3版の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、伝えたいことを簡潔に分かりやすくまとめること。また、企画提案書には、以下の事項を記載すること。

ア 業務遂行の体制

㊦ 業務実施体制

本業務の実施にあたっての責任者、技術者の人員配置等の業務実施体制について記載すること。

㊧ 実施スケジュール

本業務の作業スケジュールを記載すること。

本業務における工程について、貴社の行う業務と本町が実施すべき業務を明確に分けた上で、一覧表にして分かりやすく示すこと。

㊨ 個人情報保護対策

個人情報の取扱い、情報漏洩の防止等、情報セキュリティ管理体制を示すこと。

イ 具体的な業務内容

㊩ ふるさと納税に係る寄附情報の管理に関する業務

㊪ 返礼品提供事業者への発注及び配送管理に関する業務

㊫ 返礼品提供事業者への支払いに関する業務

㊬ 新たな返礼品の企画及びプロモーションに関する業務

④ その他ふるさと納税関係業務に関すること

(3) 見積書

本業務に係る全ての経費の見積書を提出すること。見積書の様式は任意とするが、必ず業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。また、返礼品の調達及び配送に係る費用は委託料から除くものとする。なお、見積書の税込価格が本要領3(4)の契約上限額の範囲内で提出すること。

(4) 提出部数 各10部

(5) 提出期限

令和8年7月7日(火)まで(必着)

(6) 提出方法

清水町産業観光課まで持参または郵送(必着)にて提出すること。

※郵送後は必ず産業観光課観光振興係まで電話連絡すること。

※持参の場合の受付時間は、清水町役場の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後4時30分までとする。

10 審査委員会

選定にあたって、庁内に「清水町ふるさと納税支援業務業者特定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

11 審査項目等

審査項目、審査基準及び配点は、次のとおりとする。

項目	評価事項	配点
人員確保	・適切な業務遂行体制であるか。 ・事務従事する職員の知識・経験・能力等が十分か。	10
個人情報の保護等	・個人情報の取扱、情報漏洩対策等、情報セキュリティについて適切な管理体制か。 ・業務遂行において必要な著作権等の保護に関する知見が十分か。	10

ポータルサイトの運用・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付者情報等を一元管理できる体制か。 ・ 寄付者情報等について、本町が求めた場合の情報提供が即時対応可能か。 	10
返礼品関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返礼品の調達、配送管理に係る業務内容及び手順は適切か。 ・ 寄付金受領証明書の発行、ワンストップ特例申請管理業務に係る業務手順は適切か。 ・ 総務省が示す基準等を正しく理解し、適切に対応が可能か。 	10
事業者との連携、寄付者への対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者と連携及び関係構築し業務を遂行できるか。 ・ 寄付者からの問合せに対する対応が十分か。 	10
広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広告媒体を利用し、寄付獲得に向けた内容となっているか。 ・ 広告媒体等に掲載する画像について、迅速かつ魅力ある情報発信につなげることができるか。 ・ 各ポータルサイトの広告運用支援、レビュー数増加施策等、具体的な改善施策が提案されているか。 	20
提案、プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の魅力を十分に理解しているか。 ・ 本町の魅力を十分に発揮できる提案であるか。 ・ 既存のものだけでなく、新たな返礼品の強化に関する提案であるか。 ・ 新たな寄附者の獲得だけでなく、リピーターに対してのフォロー体制を整えた提案であるか。 ・ 説明や質疑応答は的確であるか。 ・ 意欲、熱意、責任感は感じられたか。 ・ 今後の本町の発展につながる提案であるか。 ・ スケジュールを含めた業務内容や見積について、実現可能な提案であるか。 	30
合 計		100

12 審査会（プレゼンテーション）の実施

(1) 日時

令和8年7月17日（金）

(2) 場所

清水町役場 2階 別館会議室東側

※ただし、企画提案者数等により変更する場合もある。

(3) 方法

ア 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを行う。1事業者あたりの時間は30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）。

イ プレゼンテーション等は非公開とし、出席者は、本業務に係る予定の者3人以内とすること。

ウ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

エ プロジェクター、ディスプレイケーブル、パソコンは事務局で用意するため、使用する際は、事前に事務局へ申し出ること。また、その他の機器を持ち込む場合も、事前に事務局まで申し出ること。

13 審査

(1) 審査方法

ア 審査委員会は、審査基準に基づき、提案者の企画提案書等の各項目について、委員ごとに採点を行い、総合点の最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 提出者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度プロポーザル募集を実施する。

ウ 総合点の最も高い者が2者以上いる場合は、見積書の金額が安価な提案者を契約候補者として特定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全企画提案者に対し別途文書で通知する。選定されなかった企画提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に書面により特定の理由について説明を求めることができる。

14 業務契約

審査会で契約候補者を特定した後、提出のあった企画提案書等を参考に協議を行い、業務に係る仕様を確定させた上で改めて見積書を提出の上、随意契約の方法により契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合（見積額の増減を含む。）がある。

15 失格事項

提出者が、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に企画提案書等が提出されなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部が記載されていない場合
- (3) 虚偽の記載があった場合
- (4) 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

16 その他

- (1) 参加を辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、参加辞退届（様式6）を提出すること。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 本事業への参加を承諾した事業者が1者の場合であってもプレゼンテーションは行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たし、評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該事業者を契約候補者に決定する。

17 事務局

事務局は、清水町役場産業観光課に置く。

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1

清水町役場 産業観光課観光振興係 担当：三ツ石

電話 055-981-8239

F A X 0 5 5 - 9 7 6 - 0 2 4 9

電子メール : furusato@town.shizuoka-shimizu.lg.jp